

(別添資料 2)

令和6年度京都御苑関連アーカイブ構築業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する理解度 (様式A)	京都御苑におけるデジタルアーカイブ化の実施方針に関する理解度	訪日外国人等へ京都御苑の多面的な魅力発信を行うためのデジタルアーカイブ化の実施方針として、理解度が高いか。	10	10	
実施方法等の提案 (様式B)	1. 仕様書(骨子) 2(2)について	データベース構築について、利用者が京都御苑の情報を容易に収集することができ、より深い関心に応えることが可能なデータベースの内容として、的確性の高い提案となっているか。	20	40	
	2. 仕様書(骨子) 2(3)について	モニター調査による情報コンテンツ作成について、地域参加型でのモニター調査による情報コンテンツづくりの実施方法として、実現性の高い提案となっているか。	20		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務の実施工程が具体的であるか	10	10	
管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	5	10	
	専任性	手持ち業務量	5		
業務実施体制 (様式D-2)	配置、役割分担等	京都御苑におけるアーカイブ構築のための各種業務を実行できる十分な人員体制となっているか。また、具体的で実行力のある効果的な社外体制が構築されているか。	5	5	
業務実績 (様式E)	過去5年間に従事した業務の実績	・アーカイブ作成・運用に係る業務 ・デジタルコンテンツ等の整備・運用に係る業務 上記の関連業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5	5	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書) (様式任意)	提案内容に対する価格の妥当性		5	10	
	積算内訳の妥当性		5		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 (様式F)	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)においてISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記述するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。		5	5	

<p>組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記述し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人についてはその確認通知書の写し）を添付する。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）</p> <p>※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>	5	5	
合計			100	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	20点満点の場合
・秀	5点	} ×2	×4
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		